

【負担限度額認定】令和8年8月から

施設入所や短期入所サービスを利用した時、一定の要件を満たした方を対象に食費と居住費を軽減します。

「負担限度額認定証」を施設に提示することで、各費用が減額されます。

デイサービス・デイケア・有料老人ホーム・グループホームは、本制度対象外です。

1. 該当要件・・・配偶者及び世帯全員が住民税非課税であり、預貯金等が下記表に当てはまること

	主な対象者	
	世帯全員が町民税非課税世帯である(生活保護世帯除く) (世帯を分離している配偶者も含む) (※)非課税年金も含む	預貯金額等 (夫婦の場合)
第1段階	・生活保護受給者	要件なし
	・老齢福祉年金受給者	1,000 万円 (2,000 万円)以下
第2段階	・年金収入金額(※)+合計所得金額=82.65万円以下	650 万円 (1, 650万円)以下
第3-①段階	・年金収入金額(※)+合計所得金額=82.65万円超 120 万円以下	550 万円 (1, 550万円)以下
第3-②段階	・年金収入金額(※)+合計所得金額=120 万円超	500 万円 (1,500 万円)以下

※「年金収入」とは課税対象年金収入額+非課税年金収入額のことを指します

※住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV 防止法における配偶者からの暴力を受けた場合等は対象外)の所得も判断材料となります。

※2 号保険者(40 歳～64 歳)は、段階にかかわらず、預貯金等の資産が単身:1,000 万円以下、夫婦:2,000 万円以下であれば対象となります。

2. 負担限度額の一例(以下の例は、特別養護老人ホームの短期入所の場合)

			負担限度額			
			第1段階	第2段階	第3-①段階	第3-②段階
食費(日額)			300円	390円	680円	1,420 円
【ショートステイ利用の場合】			【300 円】	【600 円】	【1,030 円】	【1,360 円】
居住費 (日額)	ⅠⅡ型個室		880円	880円	1, 370円	1, 470円
	ⅠⅡ型個室的多床室		550円	550円	1, 370円	1, 470円
	従来型個室	特養等	380円	480円	880円	980円
		老健・医療院等	550円	550円	1,370 円	1,470 円
	多床室Ⅰ	特養等	0円	430円	430円	530 円
	多床室Ⅱ	老健・医療院(注)	0円	430円	430円	530円
	多床室Ⅲ	老健・医療院等	0円	430円	430円	430円

・(注)「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設又は「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者(療養室の床面積が 8 m²/人以上に限る)が対象。

- ・上記の該当要件に該当しない方の食費・居住費は、施設と利用者の契約によって決まります。
- ・利用者の負担は、食費・居住費のほか、介護保険サービス費の利用者負担分があります。
- ・また、日常生活費や特別な室料、特別な食費等がかかる場合がありますので、施設へご確認ください。

3. 有効期間

申請日の属する月の初日から翌年(1月以降の申請は同年)7月31日まで有効になります。8月1日から継続して認定を受けたい場合は、再度審査を行いますので更新手続きが必要です。(毎年)

世帯構成・所得状況・預貯金等が変更になったときは、段階が変更になる場合がありますので、その時点で再申請をしてください。

4. 提出書類

- 負担限度額認定申請書
- ※個人番号(マイナンバー)が記載された申請書を提出する際、個人番号の確認書類と申請者の身元確認書類(運転免許証等)が必要となります。(郵送で申請の場合は写しで可。)個人番号(マイナンバー)が不明の場合「同意する」と記入してください。
- 同意書(本人及び配偶者名の記載・押印) ※配偶者がいない場合は配偶者名記載・押印不要
 - 本人及び配偶者の全ての預貯金・有価証券などの資産額が確認できるものの写し(下表参照)
 - 1月1日以降に三芳町に転入された方は、1月1日時点の住所地の非課税証明書
 - 配偶者の非課税証明書(配偶者の課税地が三芳町でない場合に必要です)
- ※配偶者がいない場合は、上記添付書類はご本人分のみとなります。

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金(普通・定期)	①銀行名・支店名・口座番号・口座名義人(表紙をめくった面の上下全て)の写し ②2月前の1日～申請日までの記帳したページ(年金の額が記載してあるもの)の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	資産と思われるものは全て申告してください。
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書の写し(価格評価後、預貯金額等から差し引きます)

5. 申請時の注意事項

本人や配偶者及び世帯員の住民税の申告がされていないと、利用者負担段階が決められません。

たとえ収入が無くても、必ず役所の税務課等で住民税の申告をしたうえで、負担限度額認定の申請を行ってください。

申告がされていない場合は申請書をお預かり出来ません。

提出書類に不備がある場合は、申請を受け付けることができません。申請が受け付けられなかった方は、負担限度額認定は非該当となり、食費及び居住費について軽減されません。

また、虚偽の申請を行った場合は、遡って給付した金額の2倍の金額を返還していただきます。

6. 注意事項

預貯金額により負担限度額の対象外となった方でも、その後預貯金額等が基準より下回った場合は、その時点で申請をすれば、該当になる場合がありますので、介護保険担当にご相談ください。

7. 申請場所及び問い合わせ

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

三芳町健康増進課 介護保険担当 電話：049-258-0019(内線 184~187)